

パウロ神学における ἔργα νόμου の意味に関する研究

山本 康弘 神学修士

1. 研究の背景と目的.

本研究は、パウロ神学における ἔργα νόμου の意味を、パウロ時代の文献を調査して明らかにすることを目的としたものである。

この ἔργα νόμου はパウロ神学における「信仰による義認」のテーマに次いで重要なテーマと考えられる。パウロ神学の最も重要なテーマは「信仰により義とされる」ということであり、この内「信仰による」ことについては、異論は少ないものと思われる。しかし、「義とされる」こと、すなわち「神の義」の意味については多くの議論がなされてきたところであり、特に、R.ブルトマンとその弟子 E.ケーゼマンの議論によって「義とされる」と言うことは「神から義と宣告される」という R.ブルトマン¹ の考え方に対して、E.ケーゼマンは、これに「義しく変える力」を追加すべきであると主張しており、その議論は現在も続けられているが、最近では E.ケーゼマンの考え方に賛同する神学者が多くなってきている。これに対して、ἔργα νόμου は、「信仰によって義とされる」場合の律法の位置づけに関するものとして重要であり、パウロは「信仰によって義とされる」という時にロマ書 3:20 で次のように言っている。

διότι ἐξ ἔργων νόμου οὐ δικαιοθήσεται πᾶσα σὰρξ ἐνώπιον αὐτοῦ, διὰ γὰρ νόμου ἐπίγνωσις ἁμαρτίας.

「なぜならば、律法の業によっては、いかなる人も神の前で義とされることはないからである。実際、律法によっては、罪の認識 [が生じるのみである]。』」ロマ書3:20 (岩波訳) さらに、ガラテヤ書2:15~16では、¹⁵Ἡμεῖς φύσει Ἰουδαῖοι καὶ οὐκ ἐξ ἔθνῶν ἁμαρτωλοὶ ¹⁶εἰδότες [ὅτι] ὅτι οὐ δικαιοῦται ἄνθρωπος ἐξ ἔργων νόμου ἐὰν μὴ διὰ πίστεως Ἰησοῦ Χριστοῦ, καὶ ἡμεῖς εἰς Χριστὸν Ἰησοῦν ἐπιστεῦσαμεν, ἵνα δικαιοθῶμεν ἐκ πίστεως Χριστοῦ καὶ οὐκ ἐξ ἔργων νόμου, ὅτι ἐξ ἔργων νόμου οὐ δικαιοθήσεται πᾶσα σὰρξ. 「私たちは生まれながらのユダヤ人であって、異邦人出身の『罪人』ではない。[しかし、]人は律法の業によっては義とされず、イエス・キリストへの信仰によってのみ [義とされる] ということを知って、私たちがまたキリスト・イエスを信じたのである。それは私たちが、律法の業によってではなく、キリストへの信仰によって義とされるためなのである。というのは、律法の業によっては、いか

¹ R.ブルトマン「神の義 ΔΙΚΑΙΟΣΥΝΗ ΘΕΟΥ, (1964年)」、(青野太潮・天野有訳)『ブルトマン著作集 聖書学論文集 III 9』、新教出版社、1994年、161~165頁

なる人も義とされないであろうからである。」(岩波訳)としてἔργα νόμουを否定している。この否定が、νόμος 全体なのか、あるいは ἔργα νόμου によって νόμος のある部分を示しているのかによって、「義とされる」ことの内容に関係して来るのである。もしルター²が言うように ἔργα νόμου によって、νόμος の中に示めされる割礼、礼拝式、食事の規定、安息日の規定などの他、十戒を行うことも全て含まれるのであれば、十戒を守ることも「義とされることはない」中にはいることになり、「義」とは、旧約聖書で考えられている義と全く関係ないものとなる。反対に、J.D.G. ダン³のいうように、ἔργα νόμου には十戒などは含まれず、割礼、礼拝式、食事の規定、安息日の規定などに限定されたものであるならば、νόμος の限定的なものが否定されているのみということになり「義」の意味としては、十戒などの基本律法は否定されていないことになり、旧約聖書の義との継続性の可能性が出て来る。このような意味で、パウロの二番目の主要なテーマと思われる律法の位置づけに関して ἔργα νόμου の意味を調べることは、非常に重要であり、このことは、神学的解釈論ばかりでなく、聖書によっても言語的に裏付けされなければならない。

そこで、本研究は、パウロがロマ書やガラテヤ書を書いた時代の聖書として広く使用されていた七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)を取り上げ、その中で ἔργον/α or ἔργα(以下 ἔργον/αと表す)が使用されている文章を取り出し、それらのなかでἔργον/α どのような意味に用いられていたかを明らかにすることによって、パウロがこの ἔργα νόμου をどのような意味に使用したかを解明しようとするものである。これは、P. シュトゥールマッハー⁴が言うように、キリスト教はヘブライ語旧約聖書テキストだけでなく、同時に七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)とデアスポラのユダヤ教会堂の伝承から出発したのであって、パウロも、これらの七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX) の文節からロマ書、ガラテヤ書に幾度にも渡って引用しているからである。さらにパウロは、ロマ書およびガラテヤ書を書くに当たっては、ユダヤ人クリスチャンを意識して書かざる得なかった(味方としても、敵としても)ことを考えると、その解釈についてヘブライ語の意味も同時に検討する必要がある。各 ἔργον/α の使用されている文脈について、その元のヘブライ語の文章についても検討した。これにより、パウロがロマ書やガラテヤ書において用いている ἔργα νόμου の意味を明らかにしようとするものである。なお、本研究に当たっては、ミハエル バッハマ

² Luther, M., *D. Martin Luthers Epistel-Auslegung Bd. 4, Der Galaterbrief*, 2:16 (H. Kleinknecht ed.), Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1980.p.84.

³ Dunn, J. D. G., *The New Perspective on Paul*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2005, p101.

⁴ Stuhlmacher, P., *Vom Verstehen des Neuen Testaments*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1979.p.244.

ンの言語についての討論の原則（以下バッハマンの原則と呼ぶ）⁵ に従うものとした。

2. έργα νόμουに関する諸研究

まず、パウロ神学の έργα νόμου に関して、アウグスチヌス、M.ルター および 最近の神学者 R.ブルトマン、U.ヴィルケンス、H.コンツェルマン、E.P.サンダース、J.D.G. ダンらの解釈について検討した。

アウグスチヌスは、次のように言っている。⁶「使徒が律法の行為なしに信仰によって人間は義とされると言っているとき、信仰を受け取って、これを告白するだけで十分で、正しい行為をないがしろにしてよいと言おうとしているではありません。そうではなくて、誰であれ律法の行為を先に行わなくても、信仰によって義とされるということを知ってもらいたくてそう言ったのです。と言うのは、律法の行為は義とされた後にやってくるのであって、義とされるための条件として先行するものではないからです。」と律法の行為を否定すべきでないとして述べている。これに対して、M.ルターは、⁷「律法の業」について「これらすべての言葉は、心をこめ、強調して読まねばならない。私が先にも警告したとおり、パウロは、儀式上の律法について語っているばかりでなく、律法全体について語っているのである。儀式上の律法といえども、道徳上の律法同様、神の律法であった。割礼とか祭司の任職とか礼拝とかも、十戒と同様、神のお定めになったところであった。」として、儀式上の律法、道徳上の律法、割礼、祭司の任職の律法、礼拝や儀式の他に十戒も含めその業を否定している。さらに R.ブルトマンは、⁸これを拡大して律法の抜本的な放棄としてドイツ神学に大きな影響を及ぼした。しかし、U.ヴィルケンスは、⁹「ロマ書二章におけるわざによる審きは、……《律法のわざによっていかなる者も神の前に義とされない》

⁵ Bachmann M., *Lutherische und Neue Paulusperspective*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2005, Keil oder Mikroskop?, Zur jüngeren Diskussion um den Ausdruck „Werk der Gesetzes“, p.83
彼は、注解の方法に関して最近の10年をかけた対話の中で広範囲に承認されるようになった二つの原則について次のように述べている。「一つは、通時性よりも共時性を優先させるべきことが重要である — 或いは少なくともある程度優先させる — ことが重要である。他方は、ある語彙素やある統語体について、その意味的内実、統語体の解析および語形変形の解析に基づいて近づくことである。最初の原則は、無論あたかも伝統的の観点や受容史的の観点が、ガラテヤ書 2.15~3.14 またはロマ書 3.1~31 のような特定の聖書テキストの文節については、無意味であるというように理解されてはならないのは当然であるが、むしろ共時的なものを実質的に優先させることが重要であって、この場合は公表されているものであって危険の無くはない暗示的なものは制限を加えるべきことが重要である。」私訳

⁶ アウグスチヌス、「信仰と行為」、(出村和彦訳)、『アウグスチヌス著作集 27, 倫理論集』教文館、2003年、225頁。

⁷ 註 2) 参照。p.84. 参考文献 31 参照。

⁸ R.ブルトマン「ガラテヤ人への手紙 2:15-18 の解釈について(1952)」、(青野太潮/天野訳)『ブルトマン著作 聖書学論文集Ⅲ9』、新教出版社、1994年、44頁。

⁹ U.ヴィルケンス、「ローマ人への手紙」『EKK 新約聖書註解 IV/1』(岩本修一訳)、教文館、1984年、190頁。

(ロマ書 3:20)というテーゼと実質的にいかに一致し得るであろうか。一方では、2:13 で、最後の審判において義とされる者は律法を行った者だけだ、とされているのに対して、他方では、3:28 で、人間は律法のわざなしに信仰によってのみ義とされる、とされている。両者はどのように一致するのであるか。パウロの義認論全体の理解はまったくこの問いにどう答えるかにかかっている、と自問している。H.コンツェルマンは、¹⁰「律法は、一方では救済の道としては終わりである……しかし、また他方では律法は、倫理的な要請としては、依然力を持っていることが理解されるのである。律法は実際間違っていない。それは生かすために与えられた。」としている。すなわち、律法には救済の手段としての面と倫理的な規範の面があり、パウロは前者を否定したが、後者は依然として力を持っているとした。E.P. サンダースは、¹¹「『律法の行い』が具体的に何であったかは、完全には明らかであるわけではない。おそらくは、食物—異邦人の肉とぶどう酒—の問題か、あるいは、交流—ユダヤ人のための主要な使徒（であるペテロ）は異邦人と余り親密に交わってはならない—の問題であろう。」としている。J.D.G.ダン は、次のようにのべている。¹²「その要点は、プロテスタントの釈義が、あまりにも長い間、信仰による義認へ、典型的なルター的強調を置いて、ロマ書テキストに解釈学的篩の格子を課すことを許してきたことである。神が不信心な者を義とする方である（ロマ書 4:5）と言う強調は重要である。そして当然この洞察は恐ろしいほどの力をもってルター神学を統合する焦点となった。しかし問題は、その強調が何と対立させられたかにある。『信仰による義認』の対立命題—これはパウロが『行為による義認』と語っているもの—これは救いは良い行為の功績によって獲得せられると言うシステムによって理解されたことである。」(私訳) さらに次の様に言っている。¹³「ガラテヤ書 2:16 の語句 *works of law* は、要するに、かなり限られたものになる。正確には前述と同じアイデンティティの印としての契約の業に関するものである。これらは、律法に規定されていた規則で、善良なるユダヤ人が当然行うべきであると単純に考えていることである。ユダヤ人であるということは、契約のメンバーであるということであり、割礼、食事の規則、および安息日を守らなければならなかった。」(私訳)として、パウロは *ἔργα νόμου* によって 割礼、食事の規定、安息日の細則を守ることを否定したとしている。以上、各宗教家や神学者の見解や理解を述べてきたが、こ

¹⁰ H.コンツェルマン『新約聖書神学概論』(田川健三・小河陽訳)、教出版社、1981年、282頁。

¹¹ E.P.サンダース『パウロ』(土岐健治・太田修司訳)、教文館、2002年、107頁。

¹² Dunn, J., D., G., *The New Perspective on Paul*, Chapter 4. 2005, p.131

¹³ 註 3)参照。p.101.

これらのことからこの ἔργα νόμου について言語学的な究明を行うことが必要であることが理解される。

3. 七十人訳ギリシヤ語聖書とヘブライ語旧約聖書による ἔργα νόμου の意味の検討

ここでは、これまで述べてきたように、パウロがロマ書やガラテヤ書において否定している ἔργα νόμου が何を意味しているのかを検証することである。このため、具体的には、七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX)¹⁴ の律法である創世記、出エジプト記、レビ記、民数記および申命記のモーセ五書を取り上げ、さらに、預言者として、ヨシヤ記、士師記、サムエル記上、下、列王記上、下に、ルツ記を省いて歴代誌上、下を加えたものを調査の対象とした。また、詩篇についても検討した。これらから、ἔργον/α およびその系列語が使用されている文章全てを取り出し、その意味を調べ、さらにこれら各 ἔργον/α およびその系列語の元のヘブライ語をヘブライ語旧約聖書¹⁵ から調べ出して、その意味を検討した。具体的な調査方法としては、これらの各聖書から ἔργον/α の他に ἔργους, ἐργασία, 変形語として ἐργάζομαι あるいは λειτουργέω, λειτουργία あるいはさらに、その他として ἐργοδιωκτέω, ἐργαλείον, ἐργαλίον, ἐργάσιμος を用いている文節を全て取り上げ、そのギリシヤ語の文脈と日本語訳およびこれらの ἔργον/α 系の語句に翻訳された元の言語即ちヘブライ語をヘブライ語旧約聖書から調べて記入し、表としてまとめた。

3.1 律法および預言者に現れる ἔργα νόμου のギリシヤ語の意味.

まず、ἔργα νόμου の ἔργον/α が、七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX) の中で、どのような意味で使用されていたかを検討した。そこで先の表から、ἔργον/α が使用されている各文節のギリシヤ語とその日本語訳、英語訳およびヘブライ語の文脈からその文節における ἔργον/α の意味についてそれぞれ検討した。それらの結果は表 1 の通りであって、律法および預言者における ἔργον の意味は次のごとき 10 通りの意味に大別できることが分かった。即ち、㊶祭儀の務め(ritual service), ㊷奉仕(service), ㊸労働・仕事(labor work), ㊹熟練工(skilled work), ㊺手の業(work of hand), ㊻作ること(making), ㊼神の業(His work), ㊽仕事・使命(business or mission), ㊾習慣(practice)および㊿行ない・行為(deed, doing) である。なお、これらの言語は日本語訳聖書および英語訳聖書¹⁶ から取り出したものである。

これら 10 通りの意味について、その使用された回数を調べると表 1 の数字のごとくにな

¹⁴ *Septuaginta 4th edn.*, (A. Rahlfs ed.), Stuttgart: Privilegierte Württembergische Bibelanstalt, 1952.

¹⁵ *Biblia Hebraica Stuttgartensia*, 5. verbesserte Aufl., (K. Elliger ET W. Rudolph eds) Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1997.

¹⁶ *New American Standard Bible*, NASB CLASSIC, Grand Rapids: Zondarvan, 1999.

り、㊟祭儀の務め(ritual service) では 156 回、使用されており、ἔργον/α 全体の意味のうち 37%となっていて、律法および預言者のなかでは、ἔργον/α の意味としては最も重要な位置を占めていると言えよう。また、これらの意味が民数記に最も多く使用されていることから、この場合の ἔργον/α の意味は「民が関わる祭儀」の意味合いが強いように思われる。

次に多く用いられている意味は、㊿労働・仕事(labor work)であって、これらは幕屋神殿の記事のある出エジプト記と、ソロモン王の神殿建築の記事のある歴代誌で多く見られる。また、㊼熟練工(skilled work)や㊽手の業(work of hand)も神殿建築に関係がある。また神ご自身がなされる働き㊾神の業(His work)もこれに近い意味である。

最後に注目すべきことは、この律法および預言者では㊾行ない・行為(doing, deed)の意味に用いているケースは非常に少なく、3 回あったにすぎない。しかもそのうちの出エジプト記の 36 章 4 節では「仕事をしていた」と言う場合の「する」の意味で使用されているが、この場合の「する」意味のギリシャ語は ἐργάζομαι であって ἔργον そのものではない。

またもう一つの行為の意味に使用されていると思われるところは、創世記の 20 章 9 節で「してはならない事」の「事」として用いられている。いずれにしても、これにレビ記の 1 回を合わせて、三つの場合のみ、行ない・行為として用いられている。

以上から、ギリシャ語の ἔργον/α は、律法および預言者では、大きく分けて㊟祭儀の務め

表-1 七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の文脈から見た ἔργον/α の意味と出現回数

	全体	㊟	㊿	㊽	㊼	㊽	㊾	㊿	㊾	㊿	㊾	㊿	
		祭儀の務め cultic service	奉仕 service	労働仕事 labor works	熟練工 skilled works	手の業 works of hand	作る事 making	神の業 His works	仕事使命 Business	習慣 practice	行ない doing ,deed	その他 The others	
全 体	421	156	16	108	19	50	5	14	9	4	3	36	
聖 書 別	創世記	18		2	7		1		3	3		1	1
	出エジプト	112	18		34	14	21	3	2		2	1	17
	レビ記	17		1	12		1			3			
	民数記	87	71		8		2		0			1	5
	申命記	27	4		10		8		4				1
	ヨシュア・士師記	7			2				3		1		1
	サムエル記上	7	3				1		1	1			1
	サムエル記下	5		1	2								2
	列王記上	28	1	4	8	2	8	1	1				3
	列王記下	11	1	1	6		2				1		
	歴代誌上	50	37	2	5	3		1		1			1
	歴代誌下	52	21	5	14		6			1	1		3
ギリ シ ヤ 語 別	ἔργον/α	253	50	2	90	17	47	2	14	8	5	2	16
	ἐργάζομαι	36	8	3	16	2	3	1		1		1	1
	λειτουργία	117	98	11									8
	ἐργαδιωκτέω 他	15	0	0	2			2					11

(cultic service)の意味と㊸～㊼の働く、作る、などの意味に用いられている場合がほとんどであり、㊸行ない・行為(doing, deed)などの意味に用いられるケースは稀であると言えよう。

なお、これらのギリシャ語別の出現回数を示すと、表-1 の下のギリシャ語別の覧に示した通りであり、ἔργον/α が 253 回、ἐργάζομαι 系が 36 回、λειτουργία 系が 117 回、ἐργαδιωκτέω 他が 15 回であった。

3.2 律法および預言者に現れる ἔργον νόμου に翻訳されたヘブライ語の意味の検討.

次に、この七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX) の律法および預言者において ἔργον/α として使用されている場合の元のヘブライ語を調べ、その意味について検討した。すなわち、律法および預言者の各箇所で使用されている ἔργον/α に相当するヘブライ語を調べて示すと表 2 の通りとなった。この結果、元のヘブライ語は עֲבַד, עֲבָדָה, מְלָאכָה, שָׂרַת, מַעֲשֵׂה, עֲשָׂה, פָּעַל の七つの語句にほぼ集約できることが明らかとなった。また律法(トラー)と預言者別に ἔργον/α に対するこれらのヘブライ語の出現回数を調べると表-2 に示した数字の通りとなった。即ち、ἔργον/α は元のヘブライ語では עֲבַד が律法で 33 回、預言者で 3 回の合計で 36 回出現し、עֲבָדָה が、それぞれ 62 回と 34 回の合計で 96 回、מְלָאכָה が 58 回と 47 回の 105 回、שָׂרַת が 21 回と 29 回の 50 回、מַעֲשֵׂה が 55 回と 30 回の 85 回、さらに עֲשָׂה が 5 回と 2 回の合計で 7 回であった。פָּעַל は合計で 6 回、その他は、24 回と 12 回の合計で 36 回で、この場合の個々の出現回数は 5 回以下である。これらの、各ヘブライ語別に、七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)および英文訳聖書と日本語訳聖書による意味についての使用回数を調べると表-2 の 4,5 列目のとおりとなった。

次に、これら ἔργον/α の元のヘブライ語の一般的意味、および神学的意味につて、その言語学的な面から検討した¹⁷。即ち、עֲבַד, עֲבָדָה, מְלָאכָה, שָׂרַת, מַעֲשֵׂה, עֲשָׂה, פָּעַל の七つの語句についてヘブライ語の意味を調べて、その結果を要約したものを表-2 の右側の覧に示した。また、これらの各ヘブライ語が 70 人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者において、ἔργον/α およびその派生語として翻訳されている場合の意味と出現回数をこれらのヘブライ語の言語別に示すと表-2 の 4 列目の通りとなった。これらについて詳述すると次のようになる。

- (1) עֲבַד は、労働で奉仕することを語源としている動詞であって、①奉仕する(to serve) ②労働する(to work)③祭儀を務める(to cultic serve), ④作る(to make)などの意味であり、名詞

¹⁷ *Theological Dictionary of the Old Testament* (tr. D.W. Scott), Grand Rapids / Cambridge: William B. Eerdmans, 1986.

は עֲבָדָה で①奴隷(slave), ②召使(servants) ③祭儀(cultic service) ④神の僕(servants for god), ⑤労働(labor), ⑥崇拜(worship),などの意味に使用されているが、七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者で ἔργον/α およびその系統の言語として翻訳されて出現している回数は表 2 のごとく、前者で33回であり、後者で3回で、合計36回である。これについて、עֲבָדָה および עֲבָדָה の使用されているヘブライ語旧約聖書や七十人訳聖書(LXX)の文脈からその使用されている意味で分けると、祭儀の務め(cultic service)が16回、奉仕(service)が4回で労働・仕事(labor work)が16回となっている。

(2) עֲבֹדָה または עֲבוֹדָה は, עֲבָדָה の名詞形であって、①一般的な仕事(the work in general sense)、②祭儀の務め(the work as cultic service)、③激しい奉仕(hard service)、④荷物の運搬(the work of bearing burdens) などの意味に使用されるが、七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者において ἔργον/α およびその系統の言語として翻訳されて出現している回数は表 3 のごとく、前者で62回であり、後者で34回で、合計96回である。これについて、עֲבֹדָה または עֲבוֹדָה の使用されているヘブライ語旧約聖書や七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の文脈からその使用されている意味で分けると、祭儀の務め(cultic service) が82回、奉仕(service)が2回、および労働・仕事(labor work) が12回となっている。

(3) מְלָאכָה は、情報を伝える(to send a message, messenger),即ち情動的仕事であり、それが発展して、①熟練工(skilled work)、神殿建築(sanctuary construction) 即ち神殿建築に使われたが、ラビの時代かその前(歴代誌の編集の頃)から肉体的労働を意味するようになら変わった、従って②労働を含む一般的な仕事(work)を表すようになった(ラビの時代かその以前)。③労作(result of work) ④使命・仕事(mission, business) ⑤手の業(work of hand)⑥労働を伴う祭儀の務め(cultic service)などの他神の業の意味にも使用されたが、このうち七十人訳旧約聖書(LXX)の律法および預言者で ἔργον/α およびその系統の言語として翻訳されて出現している回数は表 2 のごとく、前者で 58回であり、後者で 47回で、合計 105回である。これについて מְלָאכָה の使用されているヘブライ語旧約聖書や七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の文脈から、その使用されている意味で分けると、祭儀の務め(cultic service)が 16回、労働・仕事(labor work)が 61回、熟練工(skilled work)が 14回、神の業(His work)が 4回、仕事(business) が 6回さらに手の業(work of hand) が 4回となっている。

(4) שָׂרָה の語源としては、犠牲を捧げる(to offer sacrifice),行う(to do),作る(to make)であるが①祭司の務める祭儀(to do cultic service publicly, to serve as a priest or to present with offerings) ②奉仕する(to serve) ③働く(to work) などの意味に使用されるが、このうち、七十人訳ギリ

シヤ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者で ἔργον/α およびその系統の言語としては、ほとんどの場合 λειτουργία として翻訳されており、その出現回数は表 2 のごとくになり、前者で 21 回であり、後者で 29 回で、合計 50 回である。これについて、שרת の使用されているヘブライ語旧約聖書や七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX)の文脈から、その使用されている意味で分けると、祭司の務める祭儀(cultic service as a priest) が 40 回および奉仕(service) が 10 回となっている。

(5) מַעֲשֵׂה の語源は、(6)に述べる עֲשָׂה であるが、働き(work), 作ること(making), 行為(deed)などの意味が強い。具体的には ①働き、人間の手業(to work, the work of human hands) ②成果(fruits)③神の作品(God's work) ④倫理的行為(deed of moral) ⑤労働(labor) ⑥神の支配(God's governance) ⑦創造(creation, to make) ⑧習慣(practices) ⑨行為 (deed,doing)などの意味に使用されている、このうち七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者で ἔργον/α およびその系統の言語として翻訳されて出現している回数は表 2 のごとくになり、前者で 55 回であり、後者で 30 回で、合計 85 回である。これについて מַעֲשֵׂה の使用されているヘブル語旧約聖書や七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX)の文脈からその使用されている意味で分けると、労働・仕事(labor work) が 14 回、手の業(work of hand) が 44 回、作ること(making)が 2 回、神の業(His work) が 8 回、熟練工(skilled work)が 5 回、習慣(practice) が 5 回、そして仕事(business)が 3 回、祭儀の務め(ritual service)が 2 回、行ない・行為(deed, doing)が 2 回となっている。

(6) עֲשָׂה の語源は行う(to do), 作る(to make), 建てる(to build), 犠牲を捧げる(to offer sacrifice)などであり、具体的には①行う(to do, to act), ②作る(to make), ③偶像を作る(to make idol), ④創造する(to create), ⑤生み出す(to produce), ⑥神の作品(God's works), 神は偉大なことをされた(God do great things), 神の裁き(God's judgement), ⑦善(悪)を行う(to do good or evil), ⑧歴史における神の働き(God's act in history), ⑨働く(to work) などの意味に使用されているが、このうち七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者で ἔργον/α およびその系統の言語として翻訳されて出現している回数は表 2 のごとくになり、前者で 5 回であり、後者で 2 回で、合計 7 回である。これについて עֲשָׂה の使用されているヘブライ語旧約聖書や七十人訳ギリシヤ語旧約聖書(LXX)の文脈からその使用されている意味で分けると、作る(making) が 2 回、労働・仕事(labor work) が 2 回、手の業(work of hand)が 2 回で行ない・行為(doing, deed) は 1 回となっている。

表-2 ἔργα νόμου に関する研究(ἔργον/α とヘブライ語との関係)

Hebrew translated with ἔργον in the LXX	Times occurred in the Torah	Times occurred in the Propets	Meaning of ἔργον (or ἔργα) in the LXX (meanings) (times)	General meanings of Hebrew words translated with ἔργον (or ἔργα) in the LXX.
עָבַד	33	3	Cultic service service labor work 16 4 16	Etymology: עָבַד 'ābad is to service, to labor, to slave, servant, to make, to do. Cognates: The verb : ①to serve②to work③to cultic serve④to make, The noun : ①slave②servants③cultic service④servants for god⑤labor ⑥make⑦worship. The OT Usage : The verb : עָבַד occurs 271 times, The noun: עָבַד 'ēbed 805 times, the LXX: δουλεύειν (114), λατρεύειν (75) ἐργάζεσθαι (37), λειτουργία (13). Noun : עָבַד 'ēbed δούλος (314), παῖς (336), θεράπων (42), ἔργον
עֲבוּדָה עֲבָדָה	62	34	Cultic service service labor work 82 2 12	Etymology: עֲבוּדָה 'āḇōdā is to service, labor, slave, servant, to make, to do Cognates: ①work in general sense②work as cultic service③hard service, ④the work of bearing burdens. The OT Usage : The noun עֲבוּדָה 145 times The majority of occurrences involves cultic services with labor. The LXX: noun עֲבוּדָה 'āḇōdā usually with ἔργον, λειτουργία, ἔργονδουλεία, ἐργασία, λατρεῖν
מְלָאכָה	58	47	Cultic service labor work skilled work His work business work of hand 16 61 14 4 6 4	Etymology מְלָאכָה to send (a message), messenger, angel, mission, work. Cognates : ①skilled work, sanctuary construction → unskilled work (at Rabbinic times) ②general work including physical labor (at Rabbinic times or early)③result of work. ④mission, business. ⑤work of the hand. ⑥cultic service (with labor). In the LXX translates מְלָאכָה mēlākā, consistently with ἔργον or λειτουργία
שָׂרַת	21	29	Cultic service (as a priest) service 40 10	Etymology : שָׂרַת šrt is to service, Cognates : ①to do cultic service publicly, to serve as a priest, ②to serve, ③to work. In the LXX, שָׂרַת šrt 80% used as λειτουργία public service.
מַעֲשֵׂה	55	30	Labor work work of hand making His work skilled work practice business Cultic service deed 14 44 2 8 5 5 3 2 2	Etymology : מַעֲשֵׂה ma'āšeh is the noun of 'āšā have two meaning: Something made, work and deed. Cognates : ①work ②the work of human hands ③fruits ④God's work ⑤deed of mortal ⑥labor ⑦God's governance ⑧practices The LXX translates מַעֲשֵׂה ma'āšeh with ἔργον, ἐργασία
עָשָׂה	5	2	making labor work work of hand doing 2 2 2 1	Etymology : עָשָׂה 'āšā : to do, to make, to built, press wine, offer (sacrifice) Construction worker, cultivated field, work. Cognates : ①act, doing ②to make ③to make idle ④to create ⑤to produce ⑥God do great things, God's works, God's judgement ⑦do good and evil, ποιέειν, δικαιοσύνη ⑧God act in history ⑨work. The LXX translates עָשָׂה 'āšā with ποιέω
פָּעַל	3	3	Making labor work His work 1 3 2	Etymology of פָּעַל pā'al is to make, do, work, serve, resemble with 'āšā. This root was more poetic contexts. Verb : ①to make ②to work ③serve. The LXX translates (Human) ἐργάζομαι, ποιέω, (God) ἔργω Noun : (Human) deeds, (God) works, wages. The LXX translates (Human) ποίημα, ποίσις, (God) ἔργον, ἐργασία
Others	24	12	36	כָּלִי : ἐργαλεία Exdus 39:9 I Kg 7:47 tool occurs 5 times נָשָׂא : ἐργοδιώκταις Exdus 5:6, 5:13 taskmasters 4 חֲרָשָׁה : ἔργον Exdus 31:5 works of hand 4 צָבָא : λειτουργεῖν number 4:3, 4:23, 4:39, 4:41 to serve 4 סָבְלוּחַ : ἔργα Exdus 1:11, 5:4, 5:5 to bear burden 3 כָּהֵן : λειτουργεῖν 2Chronicles 11:14 to serve 2 עָבַר : λειτουργεῖν 2Samuel, 19:19, to pass over 1 בְּנֵי : ἐργαλεία Exdus 39:21 tool 1 מַשְׁלָחַ : ἔργοις Deuteronomy 23:21 to do serve 1 צִוָּק : κατεργάσατο, Judges 16:16 to urge 1 נִצַּח : ἐργοδιώκται 1Chronicles 23:4 to look after 1 רָדָה : ἐργοδιώκτουσιν 2Chronicles 8:10 govern 1 and others : 8
Total	260	161	421	

(7) פָּעַל の語源は、作る、行う、奉仕する(to make, to do, to serve)であり、עָשָׂה と似ているが、より詩的な文脈の語源を持っている。具体的な意味としては、動詞の場合は ①作る(to make), ②働く(to work), ③奉仕(to serve) ④行ない(to do) など、また名詞では、人間の行為(deed), 神の業(works, wages) の意味に使用されているが、このうち 70 人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の律法および預言者で ἔργον およびその系統の言語として翻訳されて出現している回数は表 2 のごとくになり、前者で 3 回、後者で 3 回で、合計 6 回である。これについて、פָּעַל の使用されているヘブライ語旧約聖書や 70 人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の文脈からその使用されている意味で分けると作る(making) が 1 回、労働・仕事(labor work) が 3 回、神の業(His work)が 2 回である。

以上、パウロが ἔργα νόμου と行った時、何を意味していたかをこれまでの検討結果から考察すると、判断は、大きく二つに分かれることになる。即ち、祭儀の務め(cultic service)の意味の強い עָבַד, עֲבָדָה, מְלָאכָה, שֶׁרֶת か、働く、作る、或いは、行うなどの意味の מְעַשֶׂה, עָשָׂה かのいずれかと言うことになる(なお、פָּעַל は poetic な文脈で用いるため取らない。)しかし、מְעַשֶׂה, עָשָׂה の意味する労働・仕事(work), 手の業(work of hand), 作ること (making), 神の業(His work), 熟練工(skilled works)は、パウロが必死で否定しなければならないような神学的意味をもっていない、しかし、practices は、「道」とか「方法」あるいは「習慣」など律法と関係のある神学的な意味をある程度持っているように思われる。この場合、結合語 ἔργα νόμου の意味は「律法の道」、「律法の方法」または「律法の習慣」などの意味となり、バツハマンの言う¹⁸「律法の規則」に近い意味となる。しかし、その出現回数は 5 回であり、神学的意味を決定する程の可能性は少ないと言える。また deed または doing は「律法を実行すること」、「律法を行う」など広く翻訳されているが、70 人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)では 3 回しか出ていないので、deed のような意味に使用することは律法および預言者ではほとんど見られないと言える。このようなことから、ἔργα νόμου は、前者の עֲבָדָה を中心とした祭儀の務め(cultic service) ということになる。さらにこのうち שֶׁרֶת は祭司が幕屋や神殿で行う特別の祭儀の務め(cultic service) であり、これは常に λειτουργία としてギリシャ語に翻訳されているため、パウロが ἔργα νόμου という時は、この שֶׁרֶת は対象外と考えていたのではないか、したがってこの שֶׁרֶת を全面的に否定してはいなかったのではないかと考えられる。したがってパウロは ἔργα νόμου という時、עָבַד, עֲבָדָה, מְלָאכָה などの労働を含む民による祭儀の務め(cultic service)を考えていたことになり、具

¹⁸ 註 5)参照、94 頁、

体的には、割礼から始まって、食事の規定、安息日の細則、民による祭儀の務め(cultic service) などであり、これらは異邦人クリスチャンには不要であるとしたものと思われる。また ἔργον/α を行ない・行為(deeds, doing) の意味に用いる場合はほとんどなかったことから、十戒などを守ることは ἔργα νόμου の中に入っていないと言える。

3.3 詩篇における ἔργα νόμου の意味の検討

七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の詩篇においては、ἔργα νόμου は汝の御手の業(work of thy hand), 神の作品(work of God) および神の業(His work) などに用いられることが多く、詩篇全体で37回現れており、全体の48%程度を占めている。次に、詩篇特有の使用方法として ἐργάζομαι が、行為(doing) を表す言葉として多く用いられており、詩篇全体で20回現れて全体の26%となっている。

次にこれを、元のヘブライ語について調べると表-3 のごとく詩篇では主として מַעֲשֵׂה と פָּעַל となっており、前者が 37 回、後者が 36 回現れている。また, עֲבֹדָה, מְלָאכָה は、1 回づつであった。このうち、詩篇の מַעֲשֵׂה の場合の意味は表-3 のごとく神の業(His work) が14 回、汝の御手の業(work of thy hand) が9 回、神の作品(work of God) が4 回、習慣(practice) は2回じあり、律法や預言書の場合とほぼ同じで傾向であるが、行ない・行為(deed,doing)として用いられているケースは 3 回であった。詩篇の פָּעַל についても、מַעֲשֵׂה とほぼ同じ傾向であり、神の業(His work) が3 回、汝の御手の業(work of thy hand) が

表-3 詩篇における ἔργον/α νόμουに関する研究 (ἔργον/α とヘブライ語とその意味の関係)

Hebrew translated with ἔργον/α or ἐργάζομαι in the LXX	Times occurred in the Psalms	Meaning of ἔργον(or ἔργα) in the LXX (meanings) (times)	General meanings of Hebrew words translated with ἔργον (or ἔργα) in the LXX.
מַעֲשֵׂה	37	His work work of thy hand work of God work of men's hand practice deed,doing	14 9 4 5 2 3
פָּעַל	16	His work work of thy hand work of God make labor work deed, doing	3 5 4 1 1 1
	20	doing (ἐργάζομαι)	20
and thers	4	His work Deed Labor work Business	1 1 1 1
Total	77		77

5 回、神の作品(work of God)が4 回、行ない・行為(deed,doing)として1 回 使用されている。

問題は、この פָּעַל のうち、ἐργάζομαι として訳されている場合であって、行ない(doing)の意味に使用されている場合が20回になっている。פָּעַל は、表-3 の右側の覧で述べたように、詩的(poetic) な文脈に使用されることが多く、הִשָּׁפַע に代わって使用されている。一般に הִשָּׁפַע にはποιέω を訳語に当てているため、詩篇では、פָּעַל の訳語として、これとは別のἐργάζομαι を当てたものと思われる。従って、律法および預言者の場合と較べると、詩篇における פָּעַל = doing = ἐργάζομαι は、詩篇に特有の使用方法である傾向が強いと言える。従って、Bachmann の原則に従って、これらがやや示唆的な詩篇特有の言葉であること、およびこの場合は ἐργάζομαι であって、ἔργον/αそのものではないことから、ἔργον νόμου におけるἔργον/α の意味を考える資料としては控えることとした。

次に詩篇において行為(deed)として使用されていることが律法と預言者の場合よりもやや多く見られた。しかしここで、このような意味の ἔργον/α を用いている詩篇61:13をパウロはロマ書2:6 に引用していることが注目される。

σὺ ἀποδώσεις ἐκάστῳ κατὰ τὰ ἔργα αὐτοῦ.あなたは人おのおのの業にしたがって報いられるからである。」(詩篇61,13) この場合 ἔργα は業あるいは行いを意味しており、ヘブライ語では מַעֲשֵׂי־מַיִם である。これをロマ書 2:6 では、ほぼ、そのまま引用している。また、2:6 は次の 2:7とリンクしている。

τοῖς μὲν καθ' ὑπομοιήν ἔργου ἀγαθοῦ δόξαν καὶ τιμὴν καὶ ἀφθαρσίαν ζητοῦσιν ζῶην αἰώνιον, 「(すなわち神は)一方では善き業を忍耐しつつ行ないながら栄光と荣誉と不朽なるものを熱心に求める者たちに対しては、永遠の命を(報いとして与え)」(ロマ書 2:7)

これに対してロマ書 3:20 ではパウロは次のように言っている。

διότι ἐξ ἔργων νόμου οὐ δικαιοθήσεται πᾶσα σὰρξ ἐνώπιον αὐτοῦ, διὰ γὰρ νόμου ἐπίγνωσις ἁμαρτίας.

「なぜなら、律法の業によっては、すべての人間は神の前に義とせられないからである。」(ロマ書 3:20)、このロマ書 2:6, 2:7 と 3:20 の前半は、内容的には全く正反対のことをいっている。さらに、3:20 節における ἔργα νόμου の νόμος については、ロマ書 7:12 に次のように言っている。 ὥστε ὁ μὲν νόμος ἅγιος καὶ ἡ ἐντολὴ ἅγια καὶ δικαία καὶ ἀγαθή.

「かくして、律法(そのもの) は聖いものであり、そして戒めも聖く、そして義しく、そして善いものなのである。」(ロマ書 7:12) すなわち律法は善いものであるとしている。これらのことから、2:6,2:7 と 3:20 の前半はその内容が全く正反対である。したがって、2:6 の ἔργα と 3:20 の ἔργα は意味する内容が異なるものでなければ、お互いの文節が矛盾す

ることになる。ロマ書 2:6 の ἔργα は、前述のごとく詩篇 61,13 からの引用でヘブライ語は מַעֲשֵׂה である。したがってロマ書 3:20 の ἔργα νόμου の ἔργα は同じ מַעֲשֵׂה ではないことになり、表 3 から עֲבֹדָה, עֲבָדָה, מְלָאכָה のいずれかということになり、それらの中心的な語句である עֲבֹדָה でなければならない。以上のごとく、詩篇に用いられている ἔργα の使用例から、詩的(poetic) な פְּעָל にあてられた ἐργάζομαι を別として考えると ἔργα νόμου の ἔργα の意味は律法や預言者での検討結果を裏付けるものであり、特に ἔργα νόμου の ἔργα の意味は מַעֲשֵׂה ではなく עֲבֹדָה であると言う結論が得られた。

4. ἔργον νόμου のラビ文献による検証.

次に、この עֲבֹדָה は、パウロ時代すなわち紀元元年±200年の時代に、実際にどのような意味に用いられていたかを検証した。

まず、紀元前 200B.C.E に大祭司であった Simeon the Just(Simeon II)はミシュナのアボトの第 2 章ミシュナー2 で、つぎのように言ったとされている。¹⁹『義人シモンは大会堂の人々の最後の一人である。彼は言っている。この世は三つのものの上に立っている。トラー(תורה)と、(神殿の)祭儀(עבודה)と慈しみの行為(גמילות חסדים)の上にある。]

これによって、200B.C.E の時代にも、ユダヤ教において עֲבֹדָה が תורה と並んで重要であったと考えられる。さらに、E.P. Sanders²⁰ は次の様に言っている。「口伝律法は、それを規則正しく守ることにより毎日の生活の組み立ての下に、あたかも神が現存されているように思わせるばかりでなく、トラーを学ぶこと自身まさに、彼自身が神の臨在のなかのように感じるのである。祈りと律法の学びは'abodah, service(עבודה)と呼ばれている。

二人の人が共に律法を唱えている所には、神の霊(the shekinah)はその人々の所に臨在されるのである。そこで、この文献の中に示されていた Sifre Deuteronomy の 41piska²¹を詳細に調べることにした。これについては英語訳があり²²、その訳文(私訳)をつぎに示す。

『「あなたがたの神、主を愛しなさい」(申命記11:13)あなた方は言うかもしれない、「私は豊かになるために、律法を学ぼうとしている」、あるいは「ラビと呼ばれるために」または、「来るべきよにおいて報いを受けるために」と。それゆえに聖書は言う「あなたがたの神、主を愛し」— あなたがたが行っていることは、何事も、愛の心からのみなされるべきである。

¹⁹ Herbert Danby,D.D., The MISHNAH, OXFORD UNIVERSITY PRESS,LONDON, 1954, p446

²⁰ Sanders,E.P.,*Paul and Palestinian Judaism*,Philadelphia:Fortress Press, 1975.p.221.

²¹ Sifre to Deuteronomy41piska, p80

פ פִּיסקאמא חֶלֶק ראשון עם תוספות מאיר עין ספרי לביב סדרתו מאיר איש שלום

²² Hammer, R., *Sifre: A Tannaitic on the Book of Deuteronomy*, New Haven / London: Yale University,1986.pp.82-86

「そして主に仕え」(申命記 11:13) このことは、ここで学ぶことを言っているのである。あなたは言うであろう。「これは、学ぶこと(あなたのやり方で)を言っているのだと。しかし、それは実際の働き(work・עבודה)とは関係ないのではないか?」(答えは否である。)なぜなら聖書はつぎのように言っている。「主なる神は人を連れて行ってエデンの園に置き、これを耕させ、これを守らせられた」(創世記 2:15) その時の「働き(耕す)(work・עבודה)」あるいは「守ること」とはどのような種類のことであったのか? ここであなたは、次のことを学ぶのである。すなわち働く(עבודה)は、学ぶことを言っているのであり、守ること(שמרה)は戒めについて言っているのである。ちょうど、祭壇で仕えることを service “עבודה” と呼ばれているのと同じように、学ぶことも “עבודה” と呼ばれている。」

この Sifre Deuteronomy は、タナイーム文献(Tannaitic Literature)の一つである。この時代は、紀元元年から紀元 200 年のものを含むと言われている。特にこの 41 pisha には、R.アキバの発言が記録されており、彼の活動期間が紀元 110~135 年とされているので、パウロ時代より少しあとになるが、文献的にはほぼ同時代のユダヤ教の考え方を示しているものと思われるので、貴重である。この中で本論文の主題の ἔργον νόμου と、その元のヘブライ語と思われる עבודה について、またそれに対する当時のユダヤ人の考え方が記されており、本研究の結果を裏付けるとともにさらに新しい解釈すなわち עבודה は「律法を学ぶこと」の意味として使用されていることが分かった。これは「律法を聞くこと」²³および「律法を唱えること」も意味している。

さらに、Sifre Deuteronomy の 85 には申命記 13:5 「これ(主に)仕え、これにつき従わねばならない。」の解説で、次の様な言葉がある。

ואותו תעודו בתורתו עבדהו ובמקדשו

意味は(-Him ye shall serve—serve him according to His Torah and His Sanctuary) となって、ἔργα νόμου が עבודות בתורה を示しているものと思われる。これらの文献の検討結果から、ἔργα νόμου は services according to the Torah の意味となる可能性が高くなったと言える。

5. 律法、預言書および詩篇における ἔργα νόμου の意味の検討結果.

以上要するに、パウロの ロマ書やガラテヤ書における ἔργα νόμου の意味の背景について七十人訳ギリシャ語旧約聖書(LXX)の律法と預言者および詩篇のこれに関する語句を全て取り上げ、これらに対応したヘブライ語の語句をヘブライ語の旧約聖書から取り出し、

²³ ローマ人への手紙 2:13

それぞれの意味について検討した結果、次のことが明らかとなった。

- (1) ἔργα νόμου の ἔργον/α のギリシャ語の意味は、律法および預言者では、次の 10 項目の意味に集約できる。㊶祭儀の務め(cultic service), ㊷奉仕(service), ㊸労働・仕事(labor work), ㊹熟練工(skilled work), ㊺手の業(work of hand), ㊻作ること(making), ㊼神の業(His work), ㊽仕事・使命 (business or mission), ㊾習慣(practice)および㊿行ない・行為(deed, doing)
- (2) ἔργα νόμου の ἔργον/α のギリシャ語の意味で律法および預言者で最も多く用いられているものは㊶祭儀の務め(cultic service)であり、次に㊸労働・仕事(labor works) である。またそれに近い意味で㊹熟練工(skilled work),㊺手の業(work of hand),㊼神の業(His work) などがそれに次いでいる。
- (3)ἔργα νόμου の ἔργον/α の意味として、㊿行う・行為(deed, doing)を取ることは律法および預言者には非常に少ないといえる。
- (4) ἔργον に対応するのヘブライ語は、עֲבַד, עֲבָדָה, מְלָאכָה, שָׂרַת, מַעֲשֵׂה, עֲשָׂה, פְּעָל の七つの語句が、律法および預言者では多く使用されていた。従って、パウロ書簡を解明していく時に、この七つの語を当てて解釈することにより、適切に理解できる可能性がある。
- (5) ἔργα νόμου の ἔργον/α の意味は עֲבַד, עֲבָדָה, מְלָאכָה などの労働を含む民による祭儀の務め(cultic service) を意味すると解釈出来る、特に עֲבָדָה の意味が強い。
- (6) ἔργα νόμου の ἔργον/α の意味は、ロマ書 2:6,2:7 と 3:20 の比較検討の結果から、מַעֲשֵׂה ではなく、עֲבָדָה であると言える。
- (7) ἔργα νόμου には、שָׂרַת が意味している、祭司が幕屋や神殿で行う特別の祭儀の務め(cultic service as a priest) は、含まれていない。שָׂרַת は常に λειτουργία として翻訳されており、区別されている。
- (8) ἔργα νόμου の ἔργον/α の意味は、עֲשָׂה を意味する可能性は少ない。
- (9) ἔργα νόμου の結合語の形はこれまでのところ発見出来なかった。
- (10) ἔργα νόμου に「十戒を行う」意味を含んでいるとは言い難い。
- (11) ἔργον/α が עֲבָדָה であることから、ἔργα νόμου は J.D.G.ダンの言うように、律法に定められている割礼、食事の規定、安息日の細則、や神殿の礼拝に参加することを意味する。
- (12) ἔργα νόμου の ἔργα は、עֲבָדָה を意味し、「律法を学ぶ」こと、「律法を聞く」ことおよび「律法を唱える」ことをも意味する。
- (13) ἔργα νόμου は、עֲבוֹדוֹת בְּתוֹרָה を意味している可能性が高く、services according to the Torah 即ち、「律法に従った務め」の意味となる。

参考文献.

<Text, Dictionary, Software>

1. *Septuaginta 4th edn.*, (A.Rahlfs ed.), Stuttgart: Privilegierte Württembergische Bebilanstalt, 1952.
2. *Theologisches Worterbuch zum Neuen Testament series*, (G. Kittel ed) Stuttgart: W. Kohlhammer Verlag, 1964.
3. *Theological Dictionary of the New Testament* (G. Kittel ed., G. W. Bromiley tr. and ed.), Grand Rapids: William B. Eerdmans Publishing Company, 1964.
4. Sifre Debei: Rav, Helek Rischon (Meir Ish Shalom ed.), Wien, 1863/1967.
5. *A Concordance to the Septuagint* (E. Hatch and H. A. Redpath eds), Graz: Akademische Druck-u. Verlagsanstalt, 1975.
6. *A Concordance of the Septuagint* (G. Morrish ed.), Grand Rapids: Zondarvan Publishing house, 1981.
7. *Theological Dictionary of the Old Testament* (tr. D. W. Scott), Grand Rapids / Cambridge: William B. Eerdmans, 1986.
8. *A Greek-English Lexicon on the Septuagint* (J.Lust,E.Enykel, K. hauspie eds.), Deutsche Bibelgesellschaft,1991.
9. *Nestle-Aland Novum Testamentum Graece, 27. revidierte Aufl.*, Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1993.
10. *New American Standard Bible*, Anaheim: Foundation Publications, 1995.
11. *Biblia Hebraica Stüttgartensia*, 5. verbesserte Aufl., (K Elliger ET W. Rudolph eds)Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1997.
12. *New International Dictionary of Old Testament Theology & Exegesis Vol. 2*, (W. A. Vangemeren ed.), Grand Rapids: Zndarvan Publishing House, 1997.
13. *The Dead Sea Scrolls Study Edition Vol. I and II*(F. G. Martinez and E. J. C. Tigchelaar eds.), Grand Rapids: William B. Eerdmans, 1997.
14. *Bible Works 7*, Norfolk: Bible Works LLC, 2006.
15. 聖書(口語訳)、日本聖書協会、1994年。
16. 聖書(新共同訳)、日本聖書協会、2001年。
17. 聖書(新改訳)、日本聖書刊行会、2004年。
- 18.新約聖書、岩波書店、聖書翻訳委員会訳、2004年。

<Commentary>

19. Augustine, *On Faith and Work* (tr. Gregory J. Lombardo), New York / Mahwah: Newman Press, 1988.
20. Bachmann, M., „Keil oder Mikroskop? Zur jüngeren Diskussion um den Ausdruck „,Werk' der Gesetzes““ in: *Lutherische und Neue Paulusperspektive*.

- Beiträge zu einem Schlüsselproblem der gegenwärtigen exegetischen Diskussion* (Michael Bachmann ed.), Tübingen: Mohr Siebeck, 2005, 69-134.
21. Bultmann, R., *Theologie des Neuen Testaments*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1954.
 _____, *Theology of the New Testament Volume I* (tr. K. Grobel), London: SCM Press Ltd, 1956.
 _____, *Exegetica. Aufsätze zur Erforschung des Neuen Testaments* (E. Dinkler ed.), Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1967.
22. Conzelmann, H., *Grundriß der Theologie des Neuen Testaments 4. Aufl.*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1987.
 _____, *An Outline of the Theology of the New Testament* (J. Bowden tr.), London: SCM Press Ltd, 1968.
23. Dunn, J.D.G., *Word Biblical Commentary, Romans 1-8, 9-16* Dallas: Word Books, 1988.
 _____, *Word Biblical Commentary, Romans 9-16*, Dallas: Word Books, 1988.
 _____, *The Theology of Paul's Letter to Galatians*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993.
 _____, *The New Perspective on Paul*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2005.
24. Hammer, R., *Sifre: A Tannaitic on the Book of Deuteronomy*, New Haven/London: 1986.
25. Käsemann, E., *An die Römer*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1973.
 _____, *Commentary on Romans* (G.W. Bromiley tr.), Grand Rapids: William B. Eerdmans.
26. Luther, M., *D. Martin Luthers Epistel-Auslegung Bd. 4, Der Galaterbrief* (H. Kleinknecht ed.), Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1980.
 _____, *Luther's Works Vol. 26, Lectures on Galatians 1535* (J. Pelikan ed.), Saint Louis: Concordia Publishing House, 1963.
27. Sanders, E. P., *Paul and Palestinian Judaism*, Philadelphia: Fortress Press, 1975.
 _____, *Paul: A Very Short Introduction*, New York: Oxford University Press, 1991.
28. Schnelle, U., *Paulus: Leben und Denken*, Berlin / New York: Walter de Gruyter, 2003.
29. Stuhlmacher, P., *Vom Verstehen des Neuen Testaments. Eine Hermeneutik*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1979.
 _____, *Paul's Letter to the Romans: A Commentary* (S. J. Hafemann tr.), Louisville: Westminster / John Knox Press, 1994.
30. Wilckens, U., *Der Brief an die Römer. 1. Teilband, Röm 1-5*, Zürich / Einsiedeln / Köln: Benziger Verlag / Neukirchener Verlag, 1978.
31. ルター「ガラテヤ大講解・上」(徳善義和訳)『ルター著作集 第二集』聖文社、1985、208頁。
 32. ケーゼマン, E. 『ローマ人への手紙』(岩本修一訳)、日本基督教団出版局、1974年。
 33. 山本康弘, 「パウロ時代の文献による *ἔργα νόμου* の意味に関する研究」『聖書学論集 41・経験としての聖書』日本聖書学研究所(The Japanese Biblical Institute)東京、2009年 441頁～462頁。